相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市中央区今泉二丁目二九四番地、最後の住所福岡市中央区長浜二丁目二番一五―一〇〇二号　被相続人　亡　高木　紅美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十二日

福岡市中央区長浜二丁目三番一―五〇一号

相続財産管理人　司法書士　中**釜**　信一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県諫早市西小路町一〇六四番地七、最後の住所長崎県諫早市有喜町五三七番地五　被相続人　亡　山本　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年二月二十二日

長崎市新大工町五番一―七〇一号、事務所長崎市万才町六番三三号高木ビル三階

相続財産管理人　吉田　修司

無縁墳墓等改葬公告

宅地造成事業のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十五年二月二十二日

一、墳墓等所在地　滋賀県甲賀市水口町貴生川五四六番地

一、墳墓等の名称　貴生川西内貴西福寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を行おうとする者　滋賀県甲賀市水口町貴生川七九二番地　西内貴区画整理委員会　委員長　木下　新次　西福寺総代長　木下　喜宏

公示送達

柏都市計画事業沼南中央土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項の規定による仮換地指定通知は、送付したが受領を拒まれたので、または、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえて通知の内容を次のとおりに公告します。

通知の内容

柏沼中区第七十号

平成二十四年十二月二十一日

柏都市計画事業沼南中央土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第九十八条第一項の規定により、左記のとおり仮換地を指定します。よって、同法同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

記

書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所

①氏名　秋谷　幸彦（共有持分二分の一）

住所　千葉県柏市大島田四五三番地

②氏名　富澤　豊

住所　千葉県柏市大島田四九八番地

教示

一、この通知に不服がある場合には、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内に柏市長に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六十日以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二、この通知については、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内に、柏市沼南中央土地区画整理組合を被告として（訴訟において柏市沼南中央土地区画整理組合を代表する者は理事長となります。）、通知の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知を知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この通知の日の翌日から起算して一年を経過すると通知の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、右記一の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、通知の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

なお、仮換地指定通知、仮換地位置図、仮換地指定図については、組合掲示場に掲示してあります。

平成二十五年二月二十二日

千葉県柏市大島田九五〇番地一

柏市沼南中央土地区画整理組合

理事長　冨澤　茂樹

資本金の額の減少公告及び合併公告

甲は、資本金の額を三億四千万円減少し二千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年三月二十五日であり、株主総会の決議は、平成二十五年二月十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十五年四月一日であり、株主総会の承認決議は平成二十五年二月十二日に終了しております。

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成25年2月22日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①本田石油株式会社　②埼玉県知事(10)9082　③代表取締役　本田友江　④埼玉県上尾市原市中三丁目１番10号　⑤1000万円　⑥埼玉県知事　⑦埼玉県上尾市原市中三丁目１番10号　本田石油株式会社代表取締役　本田友江

①合同会社大阪プロパティ・ホールディングス　②大阪府知事(1)第56310号　③代表社員　一般社団法人大阪プロパティ・ホールディングス　職務執行者　鄭武壽　④大阪市中央区北久宝寺町二丁目１番２号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪市中央区北久宝寺町二丁目１番２号　合同会社大阪プロパティ・ホールディングス　代表社員　一般社団法人大阪プロパティ・ホールディングス　職務執行者　鄭武壽

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年十二月二十一日

掲載頁　八十六頁（号外第二七七号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月六日

掲載頁　一一七頁（号外第一四八号）

（丙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十四年七月九日

掲載頁　一六四頁（号外第一四九号）

平成二十五年二月二十二日

埼玉県加須市古川二丁目二番地１

（甲）関東大日精化工業株式会社

代表取締役　戸澤　靖

愛知県名古屋市昭和区花見通二丁目三番地

（乙）名古屋化工株式会社

代表取締役　田川　博幸

大阪府東大阪市西鴻池町三丁目二番三九号

（丙）大阪化工株式会社

代表取締役　後岡　信幸